

寝屋川市障害者長期計画（第1次計画）の進捗状況と課題

寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）を平成19年度に策定するにあたり、第1次計画の平成10～18年度の進捗状況と、第2次計画において検討すべき課題を下記のとおり整理しました。

I. バリアフリーの社会づくり

1. 障害に対する市民の理解と協働する社会づくりの推進

(1) 障害についての啓発と学習の推進

【事業等の実施状況】

①広報などを活用した啓発の充実

- ・「広報ねやがわ」に障害者週間など（年1～2回）に障害者支援に関する特集を人権啓発記事として掲載するとともに、関連記事を随時掲載しています。
- ・障害者問題を含む人権啓発冊子「ひろげようしあわせの輪」を発行しています（15年度までは毎年・全戸配布、16年度以降は隔年・関係者への配布）。

②啓発と交流をすすめるためのイベントなどの充実

- ・障害者週間にあわせて、障害者団体等と協働してターミナル等での啓発活動を行っています。
- ・「いのち・愛・人権展」を開催しています。
- ・世代間交流を含む幅広い交流をすすめるイベントとして、「フェットエスポアール」や「元気夢まつり」を開催しています。
- ・校区福祉委員会で、当事者団体と連携して、住民と当事者の懇談会や交流会を開催しています。また、「福祉まつり」を開催し、住民の交流をすすめています。
- ・「誰もががすみよい福祉のまちづくり運動」で点検・啓発活動を行っています。
- ・市が主催する講習会等の際に、手話通訳者の派遣等を行っています。

③学校、幼稚園、保育所等における福祉教育の推進

- ・小中学校では、総合的な学習の時間などを活用して、障害児と健常児がともに学び、ともに育つことをめざした交流学习や正しい知識を身につけるための学習を行っています。これらの取り組みでは、障害者団体等の協力による当事者参加もすすめています。
- ・幼稚園で手話や手話歌を通じた聴覚障害者との交流を行っています。
- ・市立保育園を中心に障害児保育を実施し、日常の保育を通じて子どもどうしの相互理解を図っています。また、市立保育所とあかつき・ひばり園の交流保育や出会い保育を実施しています。
- ・教職員が障害への理解を深めるための研修を関係機関と連携して行っています。
- ・社会福祉協議会が、教職員を対象とした説明会、研修会の開催、手引き書の作成、意見交流会等を実施しています。

④福祉に関する学習の推進

- ・成人教育講座や人権学習市民連続講座のなかで、障害者問題についての学習機会を提供しました。
- ・障害児(者)地域療育等支援事業のなかで、当事者、市民、関係者に向けた講演会を開催しました（年1～2回）。

- ・自治会や団体の依頼に基づき手話学習会等を行いました。また、出前講座（「障害者福祉制度について」、「精神保健福祉について」など）を行っています。
- ・市職員の研修のなかで、キャップハンディ、障害者の人権に関する講義、障害者施設の視察を行いました。
- ・当事者が学校や自治会等で講演し、生活上の諸問題についての理解と協力の呼びかけを行っています。

⑤精神障害についての啓発の推進

- ・講演とシンポジウム（14年度）、ビデオ・パンフレットの作成（15年度）などを行いました。
- ・寝屋川保健所・社会福祉協議会と協働して、全校区福祉委員会で「こころの市民講座」を開催しました（14～18年度）。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 「広報ねやがわ」や多様な媒体、イベント等を活用した系統的な啓発の推進
- 学校・社会教育等における福祉教育の充実と、家庭・地域、当事者・福祉事業者等が連携した効果的な展開の推進
- 小地域における障害者と健常者の交流と日常的なつながりづくりの推進

（2）市民の福祉活動に対する支援の充実

【事業等の実施状況】

①ボランティア講座の充実

- ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を総合センター、東障害福祉センターで、市および関係団体（委託）が実施しています（3講座）。また、要約筆記奉仕員養成講座を関係団体に委託して実施するとともに、点字講習会を実施しています。
- ・自主サロン「i～naふれあい」を通じたボランティア募集・養成を行っています。
- ・社会福祉協議会が各種ボランティア講座を実施しています（高齢者・障害者疑似体験インストラクターボランティア講座、精神保健福祉ボランティア講座、ジュニアボランティアスクール等）

②ボランティア活動に対する支援の充実

- ・NPO・ボランティア関連事業を担当する「ふれあい課」（12年度）と「市民活動センター」（14年度）を設置しました。センターでは活動支援物品の支給やホームページによる情報提供、市民活動交流会などを行っています。
- ・当事者の自主サークルへの支援を行っています。
- ・ボランティアへの情報提供を行う「ボランティアセンター通信」を社会福祉協議会ボランティアセンターが発行しています。
- ・社会福祉協議会と市民活動センターが共催して、「ボランティアのつどい」を開催しています。

③小地域福祉活動における障害者支援活動の促進

- ・社会福祉協議会が設置した「まちかど福祉相談員」の養成研修や、個別ケースの検討会議などを通じて、小地域での障害者支援を推進しています。
- ・校区福祉委員会が実施する「小地域福祉ネットワーク活動」で、個別援助活動、グループ援助活動が行われています。

④当事者活動の促進

- ・障害者団体の自主的活動に対して、活動の場の提供（総合センター・池の里市民交流センター）や補助金交付などの支援を行っています。

- ・歳末たすけあい運動募金による当事者団体への配分助成を行っています。

⑤障害者の活動の場としての総合福祉センターの機能の充実

- ・総合センター内の知的障害者福祉センターで自主サロン「i～naふれあい」を行っています。
- ・東障害福祉センターでは、総合センター内の身体障害者福祉センター等と協同して、スポーツ大会への参加やレクリエーション活動を行っています。

⑥市民の福祉活動と市が実施する事業との連携の推進

- ・社会福祉協議会が中心となって「寝屋川市地域福祉活動計画（寝屋川ふくし発見プラン）」が策定され、各種機関・団体・市民の交流・ネットワークづくりと、協働・連携をすすめる場として「福祉のまちづくりひろば」を開催しています。また、障害者作業所と校区福祉委員会との協働などについて話し合いをすすめています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 障害者支援に関する多様なボランティア活動等の推進
- 身近な地域での日常的な障害者支援の推進
- 当事者活動の充実と、当事者の地域福祉活動への参加の推進
- 地域福祉活動に対する支援の充実

（3）障害者の権利擁護の推進

【事業等の実施状況】

①施策への当事者参加の推進

- ・当事者団体、関係機関、行政の代表者による「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や推進に関する検討を行っています（10～18年度で計11回開催）。

②障害者の権利擁護に関する相談への対応

- ・大阪後見支援センター、大阪女性相談センター、消費者センター等の専門機関と連携しながら、相談支援事業や障害児（者）地域療育等支援事業の生活相談等で、権利擁護に関する相談に対応しています。
- ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業から名称変更）の活用や連携をすすめています。
- ・権利擁護相談は「大阪後見支援センター」や「高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）」の法律相談等も活用して対応しています。

③制度的なバリアの点検と改善の推進

- ・障害者団体との懇談会等を通じて意見収集を行いながら、必要に応じて点検を行っています。
- ・東障害福祉センターで資格制限等に関する資料収集を行っています。

④ノーマライゼーションを推進する行政組織の検討

- ・保健福祉のマスタープランとして「寝屋川市地域福祉計画」を策定しました。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 権利擁護や虐待問題に関する専門的な相談・支援体制の構築
- 後見的支援の推進
- 当事者参加による障害者施策の推進
- 「ノーマライゼーション都市宣言」等の検討

2. 生活環境の整備の推進

(1) 市民参加のバリアフリーのまちづくりの推進

【事業等の実施状況】

①福祉のまちづくり環境整備要綱の普及の推進

- ・「大阪府福祉のまちづくり条例」や「寝屋川市福祉のまちづくり環境整備要綱」の周知を図るよう、啓発用リーフレットを窓口に設置しています（「寝屋川市福祉のまちづくり環境整備要綱」は、府条例に基づいて統一した指導を行うよう、17年度末で廃止）。
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行をふまえ、関係部局と関係機関の会議を開催しています。

②市民マナーの向上の促進

- ・駅周辺での自転車駐車場の整備を行うとともに、「寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、啓発や撤去を行っています。
- ・違法屋外広告物は、市、関係機関、ボランティア団体等で撤去を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- バリアフリー新法に基づくユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - ユニバーサルデザインに対する市民意識の醸成と具体的行動の推進

(2) 都市施設の整備の推進

【事業等の実施状況】

①公共建築物の整備の推進

- ・「寝屋川市バリアフリー都市環境整備計画」に基づき、公共施設等の整備を推進しています。また、新規施設を建設する際は「大阪府福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう対応しています。
- ・当事者の意見をふまえた整備を行うよう、障害者団体との懇談会等を通じて意見を集約し、関係課との連携を図っています。

②民間建築物の整備の促進

- ・「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく不特定かつ多数の人が利用する民間建築物に関する指導を、障害福祉課と協議しつつ、まちづくり指導課が行っています。

③道路の整備の推進

- ・安心・安全な歩行空間とするよう、市道の点検と段差解消・拡幅、点字ブロックの敷設等の改善を年次的に実施しています。

④公園・緑地の整備の推進

- ・園路や出入口のバリアフリー化や障害者用トイレの設置などの整備を年次的に実施しています。

⑤連続性のある面的な整備の推進

- ・「寝屋川市福祉のまちづくり重点地区整備計画」に基づく整備を実施しました。

⑥障害者や高齢者等の生活圏に配慮した公共施設利用網づくりの推進

- ・市役所と総合センターのシャトルバスを10年度から運行しています。
- ・「寝屋川市地域福祉計画」を17年3月に策定し、地域福祉を推進するエリアとして「全市」、「コミュニティセンターエリア」、「小学校区」、「自治会」を定めました。

【第2次計画での主要な検討課題】

- バリアフリー新法に基づく道路、公園、駐車場、建築物等の計画的な整備の推進
- 生活関連施設周辺における重点整備地区の設定等の検討

（3）交通・移動手段の整備の推進

【事業等の実施状況】

①鉄道・バスの整備の促進

- ・駅舎や停留所等は建築基準法および「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく整備を行うよう審査・指導しています。
- ・JR東寝屋川駅（15年3月）と京阪萱島駅（17年3月）で「周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、事業者と連携して整備を推進しています。
- ・京阪寝屋川市駅、京阪香里園駅は、駅舎・駅前広場の整備にあわせてバリアフリー化の対応を行いました。
- ・事業者と協議して新規バス路線の新設・拡充を行いました。

②タクシーの利用に対する配慮の推進

- ・タクシー基本料金の助成を行っています。

③障害者等に配慮した交通サービスの検討

- ・公共交通を利用した単独での外出が困難な障害者・高齢者を対象とした移送サービス事業（福祉有償運送）を、ボランティアの協力を得て、社会福祉協議会が行っています。
- ・リフト付き自動車の貸出を障害福祉課で行っています。

④駐車場、駐輪場の整備の推進

- ・公営駐輪場では障害者の利用料減免を行っています。

⑤ガイドヘルプサービスの充実

- ・14年度までは措置制度、15年度からは支援費制度、18年10月からは障害者自立支援法に基づく事業として実施しています。18年10月からの移動支援事業では、精神障害者も対象とするとともに、グループ支援や児童のレスパイト利用等も実施しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- バリアフリー新法に基づく鉄道・バス関連施設や車両等の計画的な整備の推進
- 重点整備地区における整備の推進
- 移動を支援するサービスの確保と効果的な実施の推進

（4）コミュニケーション手段の整備の推進

【事業等の実施状況】

①公共施設等におけるコミュニケーションの確保の推進

- ・障害福祉課に聴覚障害者福祉指導員2名を配置しています。
- ・市役所総合案内では筆談または手話通訳者で対応しています。
- ・点字広報、声の広報・議会だより等を作成、貸出しています。

②手話通訳・要約筆記の充実

- ・手話通訳者等派遣事業を実施しています。
- ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を総合センター、東障害福祉センターで、市および関係団体（委託）が実施しています（3講座）。また、要約筆記奉仕員養成講座を関係団体に委託して実施しています。

③情報通信機器等を活用したコミュニケーションの確保や情報提供の推進

- ・市のホームページをだれもが使いやすいものとするよう、ガイドラインを定めるとともに、研修を行っています。
- ・行政情報提供システム（ガイドねやがわ）で、電話、FAX、パソコン、街頭端末を利用した情報提供を行っています。
- ・総合センターに、リアルタイム字幕・手話が表示できる情報受信装置を設置しました。
- ・障害者（肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者）を対象としたIT講習を実施しました（13年度）。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 点字、手話等によるコミュニケーション支援の充実
- 多様なコミュニケーション支援の必要性に対する理解と、スキルの普及の推進
- コミュニケーション支援における情報通信機器等の活用の推進

（5）障害者に配慮した防災対策の充実

【事業等の実施状況】

①災害発生時における障害者等への支援マニュアルの作成

- ・10年度に全戸配布した「防災ガイド」に、障害者の避難への協力について記載しました。
- ・16年度に修正した「寝屋川市地域防災計画」に基づき、災害時要援護者の支援について、名簿やマニュアルの作成・管理方法等の検討を関係部局ですすめています（19年度に完了予定）。

②災害情報システムの整備の推進

- ・16年度に修正した「寝屋川市地域防災計画」にも位置づけて推進を図っています。
- ・総合センターに設置した聴覚障害者用情報受信装置で、地震、台風、水害などの災害時に緊急災害放送で情報提供を行います。

③避難所の整備の推進

- ・10年度以降「寝屋川市地域防災計画」に避難所のバリアフリー化の基本的な基準を記載し、関係課による検討をすすめています。

④福祉施設等の防災点検などの実施

- ・16年度に修正した「寝屋川市地域防災計画」にも位置づけて推進を図っています。
- ・重度障害者等に対する火災警報器の助成事業を実施しています。

⑤緊急時の避難・誘導を支援する地域のネットワークづくりの促進

- ・自治会等の参加を得て、小学校区単位の自主防災協議会を設立するとともに、組織の運営・活動やリーダー育成等の支援を行っています。
- ・校区福祉委員会が実施する小地域福祉ネットワーク活動のなかで、見守り活動などを行っています。
- ・災害時要援護者支援連絡会議を関係部局（危機管理室、障害福祉課、高齢介護室、福祉政策課、社会福祉協議会）で設置し、地域での協力体制も含めた検討を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 災害時の情報伝達、安否確認、避難支援のためのシステムの構築
- 障害者のニーズに対応できる避難所や支援システムの構築
- 要援護者等の緊急時の支援等を行うための個人情報活用のしくみづくり

Ⅱ. ライフステージに対応したリハビリテーションのシステムづくり

1. 療育と機能訓練の充実

(1) 障害の早期発見と継続的な支援の充実

【事業等の実施状況】

①乳幼児健診の充実

- ・乳幼児に対する健康診査を行い、障害の早期発見・早期対応を図るとともに、育児相談・育児教室による継続的な支援を行っています。
- ・寝屋川保健所が療育相談を実施し、身体障害児や小児慢性疾患児への専門指導や面接・訪問等での継続した支援を行っています。

②成人保健事業の充実

- ・保健福祉センターを拠点として集団健康診査を通年で実施し、疾病の予防、早期発見・早期対応を図るとともに、健康教室、健康相談、機能訓練、訪問指導等の成人保健事業を実施しています。また、医療機関での個別健康診査も実施しています。

③心の健康に関する相談事業等の実施

- ・精神保健福祉士等の資格をもった職員を福祉事務所に配置し、関係機関と連携しながら相談に対応しています。
- ・16年度から精神障害者地域生活支援センターあおぞらを社会福祉法人に委託して設置し、相談事業を行っています（18年10月からは地域活動支援センター事業として継続）。
- ・寝屋川保健所で心の健康相談を随時（専門医による相談は週2回）実施しています。また、家族教室や当事者健康教室（17年度から）も実施しています。

④中高齢期の疾病や事故などによる障害者の把握の推進

- ・障害者手帳申請時に障害の原因を把握し、必要に応じてリハビリテーションや福祉サービスに結びつけるよう、関係機関との調整を行っています。
- ・18年度より介護予防事業として、広報や出前講座による啓発や元気教室等を実施しています。
- ・府の「地域リハビリテーション推進事業」で、「北河内地域リハ支援センター」を中心とした回復期リハビリテーションの空床情報システム整備や、維持期リハビリテーション情報提供用紙の試行などが行われています。また、寝屋川市域でも寝屋川保健所が中心となって地域リハビリテーション関係機関の連携のための連絡会議や、従事者のスキルアップのための研修会、地域リハ社会資源集の作成・配布が行われました。

⑤障害児の家族や障害者等に対する支援の充実

- ・福祉事務所で相談を受けた際に、必要に応じて訪問による指導や各種サービス等の紹介を行っています。
- ・あかつき・ひばり園でも療育・福祉相談などを通じて継続的な支援を行っています。
- ・どんぐり教室の母親教室に、あかつき・ひばり園から講師派遣を行っています。
- ・市立保育所の巡回相談で家族の理解の推進や助言等を行うとともに、保育所・幼稚園に在籍する発達障害のある乳幼児の母親が自主的に運営する「母親サークル」にあかつき・ひばり園のスタッフが参加・支援しています。
- ・乳幼児健診で経過観察が必要と診断された乳幼児等への訪問指導を、継続的に実施しています。
- ・寝屋川保健所で、身体障害児の専門相談を通じて、家族への学習会や交流会などの継続的な支援が行われています。
- ・寝屋川保健所で、難病患者の家族会や患者会への相談・支援が行われています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 健康相談・健康診査等の推進と、必要な支援への的確なつなぎの推進
- 健康づくりプログラムや元気向上事業等による健康の増進

(2) 早期療育の充実

【事業等の実施状況】

①早期療育体制の充実

- ・障害乳幼児の療育の拠点であるあかつき・ひばり園で、医療的な対応が必要な重度障害児など、多様化するニーズへの対応を図っています（あかつき・ひばり園への措置は中央子ども家庭センターが行ってきましたが、18年10月から保護者と施設の利用契約制度に移行しました）。
- ・あかつき・ひばり園では、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）による訓練・相談や療育相談室での外来相談・訓練を行っています。
- ・寝屋川市障害児関係機関協議会（寝屋川保健所、中央子ども家庭センター、教育委員会、あかつき・ひばり園、こども室、健康増進課、障害福祉課）を設置し、関係機関の連携を図っています。
- ・療育相談は、あかつき・ひばり園、健康増進課、寝屋川保健所が連携して実施しています。
- ・市立保育所の巡回相談は、あかつき・ひばり園、健康増進課、こども室が連携して実施しています。また、市立保育所では、あかつき・ひばり療育相談室のPT・OTによる訪問療育指導や施設支援を受けています。
- ・幼稚園への巡回相談・発達相談を実施しています。
- ・家庭児童相談室でも、関係機関と連携して、発達や障害に関する相談に対応しています。
- ・寝屋川保健所が学齢期総合医療相談会、療育相談会を実施し、あかつき・ひばり園も連携して支援を行っています。

②保育所・幼稚園における障害児保育の充実

- ・市立保育所では、3歳以上の障害児を障害児保育の対象として受け入れるとともに、入所児童の状態や人数等をふまえて、施設改善や加配体制等に努めています。
- ・市立保育所では、あかつき・ひばり園等の療育機関との並行利用や療育スタッフによる保育士等への指導・助言も行っています。
- ・あかつき・ひばり園は、発達指導員による公立・民間の保育所・幼稚園への巡回相談や外来相談を行っています。
- ・障害児保育における関係機関の連携を図るよう寝屋川市障害児保育協議会を開催しています。
- ・幼稚園の教職員を対象とした研修を行っています。

③継続的な療育相談や訓練等の充実

- ・どんぐり教室では退室後も個別相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携した対応などを行っています。
- ・市立保育所では、保護者の同意に基づき、巡回相談の内容について学校への引き継ぎを行っています。
- ・学齢期の身体障害児を対象とする総合医療相談を、あかつき・ひばり園と寝屋川保健所が連携して実施しています。

④障害児のいる家族に対する支援の充実

- ・障害児（者）地域療育等支援事業で訪問や外来による療育相談や施設、在宅での生活支援

を実施してきました。18年10月からは療育は障害児等療育支援事業、相談支援は相談支援事業として継続して実施しています。

- ・あかつき・ひばり園で個別療育相談、母親教室を実施するとともに、保育所・幼稚園児の保護者への巡回相談・外来相談を行っています。
- ・中央子ども家庭センターで、障害児の療育に関する相談や情報提供、施設入所措置などを行っています。

⑤乳幼児健康診査などと連携した障害の可能性をもつ乳幼児への対応の充実

- ・健康増進課と寝屋川保健所で母子連絡会議を開催し、身体障害児・小児慢性疾患児への一貫した支援を行っています。
- ・経過観察クリニックを実施し、健康増進課とあかつき・ひばり園が連携して支援を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 乳幼児から学齢期まで一貫した発達支援システムの構築
- 療育施設、市立・民間の保育園・幼稚園等の効果的な連携の推進
- 幼稚園における特別支援教育の推進
- 軽度発達障害児への療育支援の充実
- 障害者自立支援法に基づく障害児に対する障害福祉サービス等の充実と利用の促進
- 家族（家庭）に対する療育支援の充実

(3) 系統的な機能訓練の充実

【事業等の実施状況】

①リハビリテーション医療の充実

- ・あかつき園診療所では、市内外の医療機関（整形外科、耳鼻科）と連携し、PT、OT、ST訓練における診察、検査、評価などを行っています。
- ・総合福祉センター診療所では機能訓練対象者の診療（月2回）や検査（年2回）を実施しています。

②各段階における機能訓練事業の充実と連携のためのネットワークづくりの推進

- ・身体障害者福祉センター、東障害福祉センターで機能訓練を実施しています（18年10月から地域活動支援センター事業として実施）。
- ・保健福祉センターで老人保健法に基づく40歳以上の人への機能訓練を実施しています。
- ・あかつき・ひばり園で機能訓練事業を実施しています。
- ・学齢期の肢体不自由児に対する機能訓練を実施しています。

③補装具、福祉機器等の普及の推進

- ・補装具、日常生活用具の給付を行うとともに、作業療法士が相談に応じています。

④総合リハビリテーション体制の確立

- ・ケースの状況に応じて、関係機関との連絡調整を行っています。

⑤社会的リハビリテーション機能の充実

- ・総合センター内の身体障害者福祉センターでは、利用者が自立して生活できるよう、機能訓練、各種教室や制度利用の支援などを行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 発達支援システムとしての継続的な機能訓練の推進
- 各ライフステージにおけるリハビリテーションの充実と継続性の確保

(4) 社会的な自立に向けたプログラムの実施

【事業等の実施状況】

①自活訓練事業の実施

- ・すばる・北斗福祉作業所で生活指導等を実施しています。

②精神障害者の社会復帰施策の推進

- ・寝屋川保健所で社会復帰活動として保健所グループワークが実施されました（16年度まで）。17年度からは当事者健康教室が実施されています。
- ・精神障害者の就労訓練等を行う作業所が15年度に小規模通所授産施設に移行しました。また、18年度からは障害者自立支援法により、就労移行支援事業や就労継続支援事業を精神障害者も利用できるようになりました。
- ・事業所等での一定期間の就労を通じて就労準備の支援を行う社会生活適応訓練事業が寝屋川保健所で行われています。
- ・精神障害者の就労支援、就労訓練支援をすすめる組織として16年に就労サポーター連絡会が設置され、社会適応訓練事業の促進を含めた取り組みが行われています。

③生活支援事業による自立生活のための相談などの実施

- ・精神障害者地域生活支援センターを社会福祉法人に委託して実施しています（18年10月からは地域活動支援センターとして実施）。

【第2次計画での主要な検討課題】

○地域生活への移行、一般就労への移行等を促進・支援する障害福祉サービス等の推進

2. 教育・学習機会の充実

(1) 義務教育期における障害児の教育の充実

【事業等の実施状況】

①障害児の教育の充実

- ・地域の学校でともに学び、ともに育つことを基本として、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けて一人ひとりのニーズをふまえた特別支援教育を推進するよう、教育内容や教育環境の充実を図っています。
- ・大阪府特別支援教育連携協議会を設置し、府立特別支援学校との連携を図っています。また、18年度から障害教育地域支援整備事業を実施しています。

②医療機関との連携の推進

- ・医療的なケアを必要とする児童生徒への適切な支援についての医療機関との連携のあり方について検討を行っています。
- ・学校配置看護師2名を設置しています。

③就学相談、教育相談の充実

- ・教育委員会に就学指導委員会を設置し、関係機関が参加しています。
 - ・教育委員会と教育研修センターが連携し、早期療育との連携を図りながら、就学に関する情報提供、相談を行うとともに、就学している児童生徒への継続的な教育相談を実施しています。
 - ・市立保育所では、発達巡回相談のなかで就学に関する情報提供を行うとともに、保護者の同意に基づき、相談内容の学校への引き継ぎを行っています。
 - ・あかつき・ひばり園では園児の保護者への就学説明会、就学懇談会、学校見学や保育所・幼稚園への巡回就学相談を実施しています。
-

④教職員等の研修の充実

- ・障害のある児童生徒への理解や自立支援をすすめるための幼稚園・小中学校教職員研修を教育研修センターで実施しています（16年度から特別支援教育研修を実施）。

⑤学校施設の整備の推進

- ・小中学校へのエレベーター（10～18年度に3校）や車いすトイレ（同18校）、スロープ等の設置をすすめています。

⑥交流教育の充実

- ・各幼稚園、小中学校で、特別支援学級と通常学級の幼児児童生徒の交流と共同学習を計画的・継続的に実施しています。

⑦放課後等の活動の場の充実

- ・全小学校の留守家庭児童会で、障害のあるなしに関わらず、低学年児童の学童保育を実施しています（定員に満たない場合は高学年児童も受け入れています）。
- ・留守家庭児童会では、指導員研修で障害児への支援に関する研修も行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 地域とともに学び、ともに育つことを基本とし、一人ひとりのニーズにあった特別支援教育の推進
- 地域の学校と府立特別支援学校、関係機関、地域等との連携の推進
- 発達障害児への教育支援の充実
- 発達支援システムとしての継続的な教育支援の推進
- 学校施設等のユニバーサルデザイン化の推進

（2）高校・大学等における教育の促進

【事業等の実施状況】

- ①高校や大学等における受け入れの促進
 - ・府の教育委員会と連携して取り組んでいます。
- ②府立養護学校高等部における訪問教育の充実の促進
 - ・府の教育委員会と連携して取り組んでいます。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 高校・大学等における教育の促進

（3）学習活動の推進

【事業等の実施状況】

- ①障害者が参加しやすい条件整備の推進
 - ・公共施設、都市施設等のバリアフリー化を推進しています。
 - ・手話通訳者等の派遣を行っています。
- ②障害者の生活課題に対応した学習機会の充実
 - ・障害児（者）地域療育等支援事業のなかで、市民、当事者、家族を対象とした講習会を実施しています。
- ③図書館における配慮の充実
 - ・中央図書館では、ボランティアの協力を得て点字、テープ、デージー図書を作成するとともに、大活字本の購入を年次的に行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 日常生活における課題の解決や生活の質の向上を図るための学習活動の推進
- 社会教育の学習機会や施設等のユニバーサルデザイン化の推進

3. 就労に対する支援の充実

(1) 職業リハビリテーションの充実

【事業等の実施状況】

①公共職業安定所による職業リハビリテーションの充実の促進

- ・就業・生活支援準備センター等を通じて、ハローワークと連携した就労支援を行っています。
- ・障害者雇用相談を開催（月1回）するとともに、就労に関する情報提供や相談をハローワークや就業・生活支援準備センター等の関係機関と連携して実施しています。

②学校における進路指導の充実と学校との連携の推進

- ・府立特別支援学校と連携して進路相談会を実施するとともに、個別の相談・支援を行っています。

③すばる・北斗福祉作業所における職業リハビリテーション機能の充実

- ・すばる・北斗福祉作業所は18年度から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人に委託して運営しています。
- ・市内在住の障害者の職業的自立に関する相談を行う自立相談事業は、指定管理者制度の導入にともない障害福祉課に移管し、すばる・北斗福祉作業所に出張するかたちで継続して実施しています。

④障害者雇用支援センターの検討

- ・就業・生活支援センターの設置に向けて準備と実績づくりをすすめる就業・生活支援準備センターを社会福祉法人に委託して運営しています。センターは、運営委員会・実務担当者会議等を通じて関係機関の連携のもとで事業を実施しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 就業・生活支援（準備）センターを中心とした就労支援の充実
- 就労移行支援事業等の充実
- 養護学校卒業者等の進路の確保

(2) 障害者の雇用の促進

【事業等の実施状況】

①市における障害者の雇用の推進

- ・市の機関における法定障害者雇用率は達成しています。
- ・18年2月設置した「地域就労支援事業推進会議（庁内関係課：いきいき文化センター、社会福祉課、高齢介護室、こども室、障害福祉課、教育指導課、商工課）で検討をすすめています。

②事業者等と連携した障害者の雇用のための取り組みの推進

- ・障害者と市民の交流と啓発のためのイベントとして「あいあいまつり」を青年会議所と障害者団体が共催しています。

- ・市民・事業者への啓発事業として「エル・ガイダンス」の実施を予定しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 市における障害者雇用や実習受け入れの充実
- 事業者の理解と協働による職場開拓や継続的な支援の推進

(3) 福祉的就労の場の充実

【事業等の実施状況】

①授産施設・共同作業所等の整備の推進と支援の充実

- ・小規模通所授産施設と無認可共同作業所（18年度までにすべて小規模通所授産施設に移行）の運営の安定を図るよう、運営費の加算補助を行っています。
- ・授産製品の利用を促進するよう、保健福祉センター等での販売の場を提供しています。また、19年度は庁内関係課に発注を呼びかけます。

②共同作業所のあり方についての検討

- ・無認可共同作業所が小規模通所授産施設に移行するよう推進し、18年度までにすべての施設が移行しました。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 新体系による福祉的就労を提供するサービスの推進

Ⅲ. 日常生活に対する支援システムづくり

1. 生活の場の整備の推進

(1) 生活しやすい住宅の確保の推進

【事業等の実施状況】

①障害者向け公営住宅の整備の推進

- ・障害者向け公営住宅の整備を関係機関に要望しています。

②民間住宅のバリアフリー化の促進

- ・50戸以上の新設の民間集合住宅については、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化を推進するよう協議を行っています。

③住宅改造に対する支援の充実

- ・重度障害者住宅改造助成を行っています。
- ・日常生活用具として住宅改修費の給付を行っています。

④グループホーム（地域生活援助事業）、福祉ホームの整備の促進

- ・18年10月から共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）に区分されました。
- ・地域移行支援センター事業を2つの社会福祉法人が受託し、事業の一環としてグループホームの整備が行われました。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 地域での居住をすすめるための住宅の確保や、居住を継続するための支援の充実
- グループホーム・ケアホーム等の整備と、地域とのつながりづくりの推進

(2) 生活施設の充実

【事業等の実施状況】

- ①生活施設の整備の促進
 - ・生活支援の拠点となる施設を北河内地域に誘致するよう、府に要望してきました。
- ②施設におけるQOLの向上の推進
 - ・施設整備や職員配置に関する基準を引き上げるよう、府に要望しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 地域生活への移行を推進するなかで入所施設が担うべき機能の充実

2. 健康づくりと医療サービスの充実

(1) 障害者の健康づくりの推進

【事業等の実施状況】

- ①二次障害を予防するための保健事業の充実
 - ・市で実施している健康診査を障害者が受診しやすいよう配慮しています。
- ②歯科保健の推進
 - ・ねたきりの高齢者等を対象とした訪問口腔衛生指導を実施しています。
 - ・歯科保健に関する教育や歯科健康診査を充実するよう、歯科医師会と連携して推進しています。
- ③健康づくりのための運動の推進
 - ・運動プログラムの作成や健康運動教室等を実施するよう検討しています。
- ④授産施設等に通所している障害者に対する相談や指導等の検討
 - ・障害児(者)地域療育等支援事業(18年10月からは相談支援事業)の発達相談のなかで対応しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 二次障害の予防等のための健康管理の充実

(2) 障害者に対する医療の充実

【事業等の実施状況】

- ①地域の医療機関における障害者医療の充実
 - ・医療機関のバリアフリー化を関係機関に要請しています。
 - ②障害者歯科診療の充実
 - ・あかつき・ひばり園歯科診療所で就学前乳幼児の歯科検診を実施するとともに、地域の歯科診療所と連携した治療受診を推進しています。
 - ・保健福祉センターで障害者歯科診療を実施しています。
-

③訪問診療、訪問看護の充実

- ・保健福祉公社で訪問看護を実施しています。
- ・在宅の重度障害者が訪問看護ステーションの訪問看護を利用する際の利用料の助成を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○障害者に対する医療の充実

3. 生活支援サービスの充実

(1) 相談機能の充実

【事業等の実施状況】

①福祉事務所の相談機能の充実

- ・14年度から精神障害者居宅生活支援事業が開始され、ケースワーカーがサービス利用の支援や利用開始後のケースカンファレンスなどを行っています。精神障害者の相談は福祉については市、医療については寝屋川保健所の役割として、適切な相談機関への橋渡しを行っています。

②自立のための総合的な支援を行う相談窓口の整備

- ・18年10月から、従来の事業を引き継いで、各障害に対応した相談支援事業を、市直営（2か所）と社会福祉法人等への委託（3か所）で実施しています。

③相談機関のネットワーク化の推進

- ・17年度に「サービス調整会議」を設置し、相談機関のネットワーク会議を開始しました。19年度からは「相談支援ネットワーク」に引き継ぎ、直営・委託相談支援事業所、指定相談支援事業所が参加し、連携強化を図るとともに、ケースカンファレンス等を実施しています。
- ・18年度より社会福祉協議会に委託してコミュニティソーシャルワーカーを配置し、まちかど福祉相談所（3小学校区で4か所）を設置しています。
- ・精神保健福祉実務者会議を設置し、市、寝屋川保健所、社会福祉法人、医療法人が連携して相談を実施するよう検討を行っています。

④精神障害者や難病患者等に対する施策を推進する組織の整備

- ・精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ・ショートステイ・グループホーム）を14年度から実施しています。また、18年度からは障害者自立支援法の施行により三障害共通のサービスに移行しました。
- ・市、医療機関、社会復帰支援施設等による精神保健福祉に関する実務担当者連絡会を定期的に開催し、情報の共有や支援体制における連携を深めています。また、寝屋川保健所が主催する「自立支援促進会議」等にも参加しています。
- ・寝屋川保健所が開催する寝屋川難病地域ケア推進会議に参加し、連携を図っています。

⑤継続的な支援を行うためのニーズ情報システムの整備の検討

- ・「相談支援ネットワーク」に参加する各事業所で、相互の連携を図るための相談受付票の共通化や事業内容の交流などを行っています。
- ・寝屋川保健所で、ホームページの充実を図っています。
- ・中央子ども家庭センターで、障害児の療育相談にあわせて、必要に応じて療育手帳制度の情報提供を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 相談支援ネットワークの充実と地域自立支援協議会との連携の推進
- 連携した支援を行うための個人情報共有のしくみづくり

（2）在宅福祉サービスの充実

【事業等の実施状況】

①ホームヘルプサービスの充実

- ・精神障害者のホームヘルプサービスは14年度から実施しています。
- ・15年度からの支援費制度を経て、18年4月から自立支援給付による居宅介護、行動援護、18年10月から重度訪問介護、重度障害者等包括支援を行っています。
- ・精神障害者ホームヘルプ事業の開始にあたり、事業所連絡会を設置するとともに、ホームヘルパー継続研修を実施しています。

②介護人派遣事業の検討

③身体障害者自立支援事業の検討

④デイサービスの充実

- ・15年度からの支援費制度を経て、18年10月から自立支援給付による生活介護と地域生活支援事業の地域活動支援センター事業を行っています。

⑤ショートステイの充実

- ・精神障害者のショートステイは14年度から実施しています。
- ・15年度からの支援費制度を経て、18年4月から自立支援給付による短期入所、18年10月から地域生活支援事業による日中一時支援事業を行っています。

⑥入浴サービスの充実

- ・自宅での入浴が困難な重度身体障害者を対象とした訪問入浴サービスを実施しています。

⑦食事サービスの充実

- ・障害者に対する配食サービス（昼食・夕食）を12年度から実施しています。

⑧在宅福祉サービスの利用促進策の検討

- ・市の広報や「福祉のてびき」等で福祉サービスの情報提供に努めています。

⑨介助をしている家族に対する支援の充実

- ・介護給付、地域生活支援事業の各サービスの利用を促進し、介護負担の軽減を図っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

- 地域生活移行支援等もふまえた障害福祉サービス等の確保と充実の推進
- 障害福祉サービス等の利用促進や利用支援の充実
- 障害福祉サービス等とインフォーマルな地域福祉活動等の連携による支援の推進

（3）経済的な支援の推進

【事業等の実施状況】

①年金、手当等の充実の促進

- ・無年金障害者に対する救済措置、特別障害給付金等の増額、障害基礎年金の拡大等を国に要望しています。

②年金等に関する情報提供や啓発の推進

- ・国民年金に関するパンフレットや広報ねやがわを通じて啓発を行っています。

- ・国民年金制度に対する国民の信頼を高めるよう国に要望しています。

③知的障害者等の経済生活における管理に関する支援の検討

- ・社会福祉協議会が日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業から名称変更）を実施しています。
- ・日常生活自立支援事業の利用につないでいくよう、相談支援事業のなかで、金銭管理計画作成などの支援を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○年金等の充実、就労の推進等による経済的支援の充実

4. 余暇活動に対する支援の充実

（1）スポーツ・レクリエーション活動に対する支援の充実

【事業等の実施状況】

①レクリエーション活動に対する支援の推進

- ・西高齢者福祉センターの温水プールを利用した障害者温水プール利用事業を、保健福祉公社に委託して実施しています。

②スポーツに参加するための条件整備の推進

- ・スポーツに参加するきっかけづくりとして、スポーツ教室やスポーツ大会（広域の大会への参加も含む）を行っています。
- ・障害者団体等のスポーツ大会への参加等を、体育指導委員が支援しています。
- ・社会体育施設や学校開放施設のバリアフリー化をすすめるとともに、民間のスポーツ施設にも障害者の利用に対する配慮をはたらきかけています。

③指導者等の育成・確保

- ・スポーツ指導者を対象として、障害者スポーツに関する研修会を行いました。
- ・体育指導委員が障害者スポーツ指導員の資格を取得するよう呼びかけています。
- ・障害者がスポーツへの参加を支援するボランティアの養成を関係機関と連携して推進しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○生活の質や意欲を高めるためのスポーツ・レクリエーション活動の促進と参加のための条件整備の推進

（2）文化・芸術活動の推進

【事業等の実施状況】

①文化事業等における障害者が参加しやすい条件整備の推進

- ・市民文化祭では、障害者作品展を共催するとともに、お茶会等のイベントもバリアフリーに配慮するなど、参加しやすい工夫を行っています。

②芸術活動に対する支援の充実

- ・学生音楽祭「ブラスの響き」で、府立寝屋川養護学校高等部の生徒に友情出演していただき、交流を図っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○生活の質や意欲を高めるための文化・芸術活動の促進と参加のための条件整備の推進

計画推進のための取り組み

(1) 計画に基づく施策の推進体制の充実

【事業等の実施状況】

①施策を推進する組織体制の整備

- ・障害者長期計画推進委員会を設置し、年次的に開催しています。
- ・障害者長期計画推進委員会の検討資料として、庁内関係各課・関係機関に施策の取り組み状況を照会し、進捗状況を点検しています。

②市民、企業、民間団体等と連携した取り組みの推進

- ・障害者長期計画推進委員会は、当事者団体、関係機関、事業者等とともに、公募市民に参加していただいています。

③施策の企画、実施への当事者参加の推進

- ・障害者長期計画推進委員会に当事者団体の代表に参加していただくとともに、障害者団体協議会等においてニーズの把握や意見交換を行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○保健福祉のマスタープランである地域福祉計画をふまえた、総合的な施策推進のしくみづくり

○各々の分野における、市民、企業、民間団体等との連携と、当事者参加の推進

(2) 事業を実施する体制の整備

【事業等の実施状況】

①事業実施体制の整備

- ・必要に応じて関係各課との懇談を行っています。

②職員研修の充実

- ・社会福祉協議会に依頼して、市職員研修で車いす・アイマスク体験を実施しています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○行政のユニバーサルデザイン化による事業の推進

○市職員の専門性の向上

(3) 財源確保の推進

【事業等の実施状況】

①障害者施策に関する制度と財源措置の充実の促進

- ・障害者施策に関する制度や財源措置の充実を図るよう、大阪府市長会等を通じて国・府に要望しています。

②現行施策の見直しの検討

- ・一律の個人給付的事業から自立支援型施策への転換を図るため、16年度に心身障害者福祉金を廃止し、障害者長期計画推進等の財源に充当しました。

③適切な利用者負担のあり方についての検討

- ・障害者団体との懇談会等を通じて常に意見を聞きながら、各種サービスの内容に応じて、利用者負担の導入などをすすめています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○効果的な事業実施をすすめるための事業評価や評価に基づく見直しの推進

(4) 的確なニーズ把握の充実

【事業等の実施状況】

①継続的なニーズ把握の実施

- ・障害者長期計画推進委員会に当事者団体の代表に参加していただき、意見を反映した推進を図っています。
- ・必要に応じて、関係者等へのヒアリングを行っています。

【第2次計画での主要な検討課題】

○多様な方法によるニーズ把握と施策等への反映の推進